

# 各種給付金を受け取った時の税金は・・・？

## ～新型コロナウイルスに伴う主な給付金の取り扱い～



取り扱い	給付金名	制度の概要など
事業所得の売上（雑収入）として計上するもの。 なお、消費税は「不課税」となります。	持続化給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ フリーランスを含む個人事業者を広く対象とし、売上が前年同月比で50%以上減少している場合100万円まで給付されます。</li> <li>○ 自宅よりオンライン（スマートフォン・パソコン）で、申請を行います（サポート会場も開設されています）。</li> <li>○ 申請期限は、令和3年1月15日（金）まで。</li> </ul>
	家賃支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担の軽減を目的とする給付金です。</li> <li>○ 自宅よりオンライン（スマートフォン・パソコン）で、申請を行います（サポート会場も開設されています）。</li> <li>○ 申請期限は、令和3年1月15日（金）まで。</li> </ul>
	感染拡大防止協力金 （東京都第1・2回） （神奈川県第1・2弾）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染等拡大防止のため、都や県の要請や協力依頼に応じて、休業等に全面的に協力した中小の事業者を支給される協力金です。</li> <li>○ 申請期間は終了しております。</li> </ul>
	川崎市小規模事業 臨時給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 川崎市内で事業を営む小規模事業者で、売上が前年同月比30%以上50%未満減少している期間が1か月以上ある場合、10万円が給付されます。</li> <li>※ 上記、持続化給付金の交付を受けた方は申請できませんのでご注意ください。</li> <li>○ 郵送で申請を行います。</li> <li>○ 申請期限は、令和2年8月31日（月）まで（消印有効）</li> </ul>
所得として計上しない（非課税）となるもの	特別定額給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給付対象者1人につき10万円が給付されます。</li> <li>○ 申請方法は郵送かオンライン（マイナンバーカード所持者が可能。自治体により対応していない場合があります）となります。</li> <li>○ 申請期限は、川崎市にお住まいの方は令和2年8月31日（月）まで（消印有効）。</li> <li>※ お住いの自治体により申請期限が異なりますのでご注意ください！</li> </ul>

※ 各給付金の詳細等につきましては、各府省庁・自治体のホームページなどでご確認ください。

※ ご不明な点がございましたら、川崎西青色申告会事務局までご連絡ください。

電話 044-911-4616